

(1) 利用料(5級地) 地域区分1単位 10.7円  
訪問介護サービス料金表

★訪問介護(通常時間帯/8:00~18:00の場合)特定事業所加算Ⅱ適用

		基本単位	特定事業所加算後単位	単位単価 後総額	1割負担額	2割負担額	3割負担額	
身体介護	20分未満	166単位	183単位	1,958円	196円	392円	588円	
	30分未満	249単位	274単位	2,931円	294円	587円	880円	
	30分以上、1時間未満	395単位	435単位	4,654円	466円	931円	1,397円	
	1時間以上、1時間30分未満 (以降30分増すごとに83単位加算)	577単位	635単位	6,794円	680円	1,359円	2,039円	
		83単位	91単位	973円	98円	195円	292円	
生活援助	20分以上、45分未満	182単位	200単位	2,140円	214円	428円	642円	
	45分以上	224単位	246単位	2,632円	264円	527円	790円	
身体介護 + 生活援助	身体介護 + 生活援助							
	30分未満 (248単位)	20分以上(66単位)	315単位	347単位	3,712円	372円	743円	1,114円
		45分以上(132単位)	381単位	419単位	4,483円	449円	897円	1,345円
		70分以上(198単位)	447単位	492単位	5,264円	527円	1,053円	1,580円
	30分以上 1時間未満 (394単位)	20分以上(66単位)	461単位	507単位	5,424円	543円	1,085円	1,628円
		45分以上(132単位)	527単位	580単位	6,206円	621円	1,242円	1,862円
		70分以上(198単位)	593単位	652単位	6,976円	698円	1,396円	2,093円
	1時間以上 1時間30分未満 (575単位)	20分以上(66単位)	643単位	707単位	7,564円	757円	1,513円	2,270円
		45分以上(132単位)	709単位	780単位	8,346円	835円	1,670円	2,504円
		70分以上(198単位)	775単位	853単位	9,127円	913円	1,826円	2,739円

★総合事業(第1号訪問事業) ※保険者(市町村)によりサービス名称、料金等が違います。

☆介護型ヘルプサービス(京都市)(月額報酬)

				1割負担額	2割負担額	3割負担額	
介護型ヘルプサービス費(Ⅰ)	週1回程度利用	1,172単位		12,540円	1,254円	2,508円	3,762円
介護型ヘルプサービス費(Ⅱ)	週2回程度利用	2,342単位		25,059円	2,506円	5,012円	7,518円
介護型ヘルプサービス費(Ⅲ) ※要支援2のみ	週2回程度を超える利用	3,715単位		39,750円	3,975円	7,950円	11,925円

☆介護型ヘルプサービス(京都市)(1回当り報酬) ※京都市限定です。

				1割負担額	2割負担額	3割負担額	
介護型ヘルプサービス費(Ⅳ)	1~4回/月	267単位		2,856円	286円	572円	857円
介護型ヘルプサービス費(Ⅴ)	5~8回/月	271単位		2,899円	290円	580円	870円
介護型ヘルプサービス費(Ⅵ) ※要支援2のみ	9~12回/月	286単位		3,060円	306円	612円	918円

☆訪問介護相当サービス(宇治市)(月額報酬)

				1割負担額	2割負担額	3割負担額	
訪問介護相当サービス費(Ⅰ)	週1回程度利用	1,172単位		12,540円	1,254円	2,508円	3,762円
訪問介護相当サービス費(Ⅱ)	週2回程度利用	2,342単位		25,059円	2,506円	5,012円	7,518円
訪問介護相当サービス費(Ⅲ)	週2回程度を超える利用	3,715単位		39,750円	3,975円	7,950円	11,925円

☆介護予防訪問介護相当サービス(大津市)(1回当り報酬)

				1割負担額	2割負担額	3割負担額	
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 週1回・月4回まで	267単位		2,856円	286円	572円	857円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 週1回・月5回目	104単位		1,112円	112円	223円	334円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・2 週2回・月8回まで	271単位		2,899円	290円	580円	870円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 週2回・月9回目	105単位		1,123円	113円	225円	337円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 週2回・月10回目	69単位		738円	74円	148円	222円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 週2回超・月12回まで	286単位		3,060円	306円	612円	918円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅶ)	事業対象者・要支援2 週2回超・月13回及び14回目	114単位		1,219円	122円	244円	366円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅷ)	事業対象者・要支援2 週2回超・月15回目	55単位		588円	59円	118円	177円
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅸ)	事業対象者・要支援1・2 20分未満・月22回まで	165単位		1,765円	177円	353円	530円

☆生活支援型ヘルプサービス(京都市)(月額報酬)※京都市限定サービスです。

				1割負担額	2割負担額	3割負担額	
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅰ)	週1回程度利用	983単位		10,518円	1,052円	2,104円	3,156円
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅱ)	週2回程度利用	1,965単位		21,025円	2,103円	4,205円	6,308円
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅲ)※要支援2のみ	週2回程度を超える利用	3,117単位		33,351円	3,336円	6,671円	10,006円

☆生活支援型ヘルプサービス(京都市)(1回当り報酬)※京都市限定サービスです。

				1割負担額	2割負担額	3割負担額	
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅳ)	1~4回/月	224単位		2,396円	240円	480円	719円
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅴ)	5~8回/月	227単位		2,428円	243円	486円	729円
生活支援型ヘルプサービス費(Ⅵ)※要支援2のみ	9~12回/月	240単位		2,568円	257円	514円	771円

★加算項目

初回加算(200単位) 初回月に限り(※1)				1割負担額	2割負担額	3割負担額
新規に訪問介護計画(介護型ヘルプサービス計画(介護予防訪問介護相当サービス計画・訪問介護相当サービス計画)・生活支援型ヘルプサービス計画)を作成した利用者様に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回の訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員等が訪問介護(介護型ヘルプサービス(介護予防訪問介護相当サービス・訪問介護相当サービス)・生活支援型ヘルプサービス)を行う際に同行した場合にご負担いただけます。(※1 過去2ヶ月間利用がなく再利用される場合も加算)				214円	428円	642円
緊急時訪問介護加算(100単位) 1回につき				1割負担額	2割負担額	3割負担額
サービス計画に位置付けされていない身体介護を中心としたサービスを利用者様やそのご家族様等から要請を受けて、ケアマネジャーが必要と認め 24時間以内に行った場合にご負担いただけます。(※1 介護型ヘルプサービス(介護予防訪問介護相当サービス・訪問介護相当サービス)・生活支援型ヘルプサービスは対象外)				107円	214円	321円
生活機能向上連携加算Ⅰ(100単位)				1割負担額	2割負担額	3割負担額
(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーションを実施している事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設(許可病床数200床未満)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画(介護型ヘルプサービス計画(介護予防訪問介護相当サービス計画・訪問介護相当サービス計画)・生活支援型ヘルプサービス計画)を作成(変更)する場合にご負担いただけます。				107円	214円	321円
生活機能向上連携加算Ⅱ(200単位)				1割負担額	2割負担額	3割負担額
(介護予防)訪問リハビリテーション又は(介護予防)通所リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職又は通所リハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画(介護型ヘルプサービス計画(介護予防訪問介護相当サービス計画・訪問介護相当サービス計画)・生活支援型ヘルプサービス計画)を作成(変更)することへの評価です。(※1回/月 3ヶ月間)				214円	428円	642円

2人の訪問介護員等による訪問介護費の算定	所定単位数の100分の200に相当する単位数
2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合 ①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずると認められる場合	
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の100分の10に相当する単位数
すべてのサービス提供責任者が実務経験3年以上の介護福祉士又は実務経験5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者が指定訪問介護を行った場合、1回につき所定単位数に加算。	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	各種加算減算を加えて算定した単位数の13.7%
介護職員の処遇改善の取り組みとして 介護報酬に込みこまれ介護職員処遇改善加算として算定します。基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	各種加算減算を加えて算定した単位数の6.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	各種加算減算を加えて算定した単位数の4.2%
主に、介護現場において責任のある職務を担う職員の処遇を改善するための原資となります。	
その他の費用	領収証明書発行費用 1,100円(10%税込金額)

に交付します。

- ◇上記のサービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、「訪問介護計画」予防型ヘルプサービス(介護予防訪問介護相当サービス・訪問介護相当サービス)計画「生活支援型ヘルプサービス計画」に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。

<注:実際のサービス提供時間とは異なることがあります。>

- ◇通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

時 間 帯	割 増 率
早 朝	6:00 ~ 8:00 25%
夜 間	18:00 ~ 22:00 25%
深 夜	22:00 ~ 6:00 50%

### (2)交通費

- ◇外出同行等に要するヘルパーの交通費は、ご利用者の負担になります。
- ◇消費税等は発生しません。
- ◇サービス提供地域にお住まいの方は無料です。
- ◇それ以外の地域の方には別途実費を申し受ける場合があります。

① 事業所の実施区域を越えて、片道おおむね5km未満	250円
② ①の範囲を越え、更に超過距離5km未満ごとの追加額	250円

### (3)キャンセル規定

- ◇下記の連絡期日までにご連絡いただいた場合には、キャンセル料は無料です。
- ◇それ以後にお申し出のあった場合及びお申し出のない場合については、キャンセル料金を申し受けます。  
(介護予防型ヘルプサービス(介護予防訪問介護相当サービス・訪問介護相当サービス)・生活支援型ヘルプサービスを除く)

★キャンセル料金は、予定されていたサービスを自費計算した額の半額です。

※10円未満の端数については、切捨てします。

利 用 日	連 絡 期 日
日曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日	前日の17:00まで
月曜日・祝日の次の日	前々日の17:00まで
ゴールデンウィークや年末年始等の連休明けの日	連休初日の前日の営業日の17:00まで